

令和7年度事業計画書

I 実施方針

現在、日本獣医師会と地方獣医師会は多くの課題を抱えており、将来を見据えて、できることから着実に対応していく必要がある。

昨年4月、藏内会長が日本人初となる世界獣医師会(WVA)次期会長に就任し、WVA総会での手続きを経て31年ぶりに令和8年の第42回世界獣医師会大会(WVAC)を日本(東京国際フォーラム)で開催することが決定した。

一方、政府が提示した「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2024」の中に、狂犬病予防法関連手続きのオンライン化等、人獣共通感染症対策の課題に対して、ワンヘルス・アプローチに基づき国を挙げて取り組む旨が明記されたところである。今後、さらなる国内外の獣医師によるワンヘルスへの主導的な取り組みを推進、支援する。

また、本会が環境省の指定登録機関として取り組んでいる販売用の犬・猫等に対するマイクロチップ(MC)法定登録事業、厚生労働省が進めている狂犬病予防法関係手続きのDX化については、所有者の利便性の向上を目的として、取り組みの一層の推進に努め、公益法人としての社会的貢献に資する。

一方、令和6年4月から獣医療法施行規則の一部改正により専門獣医師資格の広告制限が緩和され、6月には本会の「認定・専門獣医師協議会」が農林水産大臣から獣医師の専門性に関する認定を行う者に指定された。引き続き本会及び学協会が実施する研修プログラムの評価・認定とともに、本会の「農場管理認定獣医師」等の認定・専門獣医師資格制度の円滑な制度運営を推進する。

さらに、全国に感染が拡大している豚熱、近年、毎シーズン発生している高病原性鳥インフルエンザ、昨年11月の国内初の発生となるランピースキン病等のまん延防止対策のほか、口蹄疫、アフリカ豚熱等の越境性感染症の海外から我が国への侵入防止対策等の的確な実施が求められている。そのために上記「農場管理認定獣医師」が幅広い知識と技術をもって、豚熱の予防的ワクチン接種を実施する民間の知事認定獣医師、飼養衛生管理基準に規定された農場ごとの担当獣医師として防疫業務等に貢献できるよう人材育成に努める。

また、昨年1月の石川県能登半島地震においては、発災直後に日本獣医師会に設置している危機管理室の指導の下、緊急対策本部を発足し、地元石川県獣医師会が設置した現地本部等と連携しながら、支援金の募集及び被

災動物の一時預かりなどに取り組んだ。今後発生が予測される、直下型の大規模地震、線状降水帯による洪水、新たな新興・再興感染症の世界的な流行等に対し、有事の際には円滑かつ迅速に社会の要請に応えるよう被災動物の保護、獣医療提供体制の復旧等の体制整備に努める。

近年の人口の減少、共働き家庭の増加に加え、動物愛護管理法の改正による優良な繁殖業者への規制による犬の出生率の低下等により犬の飼育頭数の減少が顕著であり、10年後には半減するとの予測もある。少子高齢化社会において幼少期の情操教育や高齢者の生きがい等の恩恵、家族の一員である犬猫等とともに過ごす豊かな社会生活が失われることのないよう、関係省庁、団体等との意見交換に努め、関係する委員会において解決策等を検討する。さらにその結果については、関係各所に要請するとともに、動物飼育の重要性と併せて広く提言する。

その他、勤務獣医師の処遇改善による獣医師の職域・地域の偏在の解消、女性獣医師の活躍推進、獣医学教育の改善・充実等について、部会委員会等における議論を深め、具体的な対応策を提言して適宜実行する。

さらに、地方獣医師会の組織率向上を図るため、特に、新規若手獣医師等に対する有用かつ魅力ある獣医師活動を提供するなど、引き続き総務委員会において獣医師会組織の強化方策について検討を行い適宜実施する。併せて、現在取り組んでいる事務・事業の経費削減・事業の見直しについても、同委員会の下に設置した組織財政検討小委員会を中心として各種事業等の見直しを行い、できることから速やかに実施する。

以下に、本年度における重点的な取り組み事項を示す。

1 事業推進特別委員会による重要課題の検討

今期(令和7・8年度)は事業推進特別委員会を次のとおり編成し、関連する職域別部会と連携して検討を行い、随時またはその結論を得て本会の事業運営、要請活動等の施策に反映させる。

(1) ワンヘルス推進検討委員会

昨年はFAVAがアジア大洋州医師会(CMAAO)とワンヘルス活動推進のMoUを締結したが、WVACの日本開催を見据え、さらなる世界各国と連携したワンヘルス実践活動の在り方等を検討する。国内においては、日本医師会のほか、新たに環境団体等とも連携してワンヘルス活動を推進するとともに、地方獣医師会においては、農林水産分野及び保健衛生分野双方の行政機関、地域の医師会、環境団体等の参画を経てワンヘルス条例の

制定のための委員会の設置を励行し、全都道府県におけるワンヘルス条例の策定の推進に努める。

一方、政府が公表した薬剤耐性（AMR）対策行動計画（2023-2027）に基づき、普及・啓発、モニタリング調査等への協力、特に小動物臨床現場における抗菌剤の適正使用・慎重使用のための具体的な方策を検討する。

（2）マイクロチップ（MC）普及推進検討委員会

販売犬猫のMCの装着・登録について、本制度の適正な運用及び装着・登録の推進が図られるよう、①獣医師による動物の所有者への責務に関する適正な運用支援及び指導・助言等の役割、獣医師の責務の法的な明確化、②通常の迷子動物や被災動物の迅速な飼い主への返還、ペットショップから飼い主への円滑な所有者変更登録の実現のため、獣医師による登録情報の全面的な検索の認可、③ペットショップ等での販売時の譲渡人への変更登録の義務付け等について、動物愛護管理法の一部改正等を強く要請し速やかに実現する。

一方、本会が取り組んできたAIPO登録事業とのデータの統合に着手し、現状のデータの二重運用の解消に努めるとともに、システムの維持管理等の経費の削減を図る。

関連して、自治体及び飼育者の利便性の向上のため、本会の狂犬病予防法の犬登録手数料及び狂犬病ワクチン等管理システムを、厚生労働省が進める狂犬病予防法関係手続きのDX化に活用いただくとともに、犬の登録促進、登録料の確実な徴収、及び予防注射接種率の維持・向上等、円滑な支援の推進に係る課題等について検討し、改善を図る。

（3）家庭動物飼育推進検討委員会

犬の飼育頭数の減少に伴い、現代人の心の癒し、少子高齢化社会における幼少期の情操の育成、高齢者の生きがい、動物介在の福祉活動等による多くの恩恵が失われる状況に鑑み、犬の老齢化、繁殖、飼育の現状等の課題に加え、猫を含む動物全体の飼育向上対策について関係省庁、団体等との意見交換に努め、関係する委員会において解決策を模索する。

II 事業別の対応

1 公益目的事業

（1）部会委員会等運営事業

ア 部会委員会の運営

獣医学術、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生・公衆衛生、動物福祉・愛護等の獣医師職域に係る諸課題等については、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置して検討してきた。今後、さらに本質的な議論がなされるよう部会委員会の適正かつ効率的な運営を図るとともに、各委員会における検討に当

たっては、WEBを原則として会議に係る経費の節減に努める一方、課題ごとに関連部会が連携して検討を行う。

これらの検討結果を踏まえ、広く国民生活に貢献できる獣医療の提供、公衆衛生の向上等を目的として積極的に活動するとともに、関係機関への提言・要請等必要な施策を講じる。

イ 個別課題への対応

事業推進特別委員会の検討結果を踏まえ、次のとおり対応する。

（ア）ワンヘルスの推進に関する対応

①人と動物の共通感染症対策、②薬剤耐性（AMR）対策、③生物多様性の維持や地球環境保全の推進、④国際機関との協力によるワンヘルスの活動推進と課題解決、⑤ワンヘルスの課題の研究と一般市民へのワンヘルス教育推進等に取り組む。引き続き日本医師会との連携シンポジウムを開催するとともに、行政・団体が主催するシンポジウム等にも積極的に参画する。さらに令和8年4月のWVACの日本開催に向け、世界各国における獣医師を主導としたワンヘルスの実践活動の普及促進を図る。

また、農林水産省、厚生労働省等の支援の下で、医師会及び医師、動物用医薬品業界等と連携しつつ、産業動物臨床及び小動物臨床部会等と連携して、具体的なAMR対策に関する獣医師、医師、動物用医薬品業界、及び一般市民との情報交流、普及活動、リスク管理施策の推進等を行う。

（イ）マイクロチップ（MC）の普及推進に関する対応

災害時のみならず平常時における獣医師によるMC情報の検索、狂犬病予防法における犬の登録情報の一体的運用等の実現、また、犬猫の所有者へのMC情報を活用した様々な付加価値サービスの提供等、MC登録制度の所有者メリットの向上と登録事業の円滑な推進の実現に向けた仕組みを構築する。

（ウ）家庭動物の飼育推進に関する対応

年齢、住居環境等による飼育制限、繁殖時の頭数、回数等の制限の見直しについて検討のうえ、提言を取りまとめ、関係各所に要請するとともに、動物飼育の重要性と併せて社会に提言を行うなど関係者の理解醸成に努め、家庭動物の飼育推進を図る。

ウ 豚熱等家畜伝染病への対応

豚熱、アフリカ豚熱等への対策については、引き続き発生動向を見据えるとともに今シーズンの全国における野鳥や家さんの鳥インフルエンザの発生状況や昨年11月の国内初となるランピースキン病の発生状況等を踏まえ、必要に応じて本会に設置された豚熱等家畜伝染病対策検討委員会に本会や地方獣医師会の防疫対応等の支援等について検討を行い、その結果を踏ま

えて速やかに体制の構築、要請活動等必要な措置を講じる。

併せて、「農場管理認定獣医師」を飼養衛生管理基準で定められた農場ごとの担当獣医師に位置付け、養豚農場における豚熱ワクチン接種の方策を含め、農場の飼養衛生、経営管理等の全般を管理する体制を普及し、その構築に努める。

エ 公務員獣医師の確保対策に関する対応

公務員獣医師の確保については、引き続き獣医師独自の俸給表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等の処遇改善及び魅力ある業務内容への見直し等、各自治体における実情を踏まえ、関係する部会委員会において検討するとともに、地方獣医師会、行政機関、関係団体とも一丸となり連携しながら有効な方策を講じる。

オ 女性獣医師の活躍推進に関する対応

女性獣医師の就業継続及び復職への支援等については、引き続き女性獣医師活躍推進委員会において女性獣医師の活躍推進のための就業支援対策の検討及び実施に努める。「女性獣医師が活躍する職場は、男性獣医師を含むすべての獣医師が活躍できる職場である。」という理念の下、勤務条件及び職場環境の向上のための取組みを強化する。併せて、女性獣医師の地方獣医師会への加入を促進するための方策も検討する。

カ 組織の強化等への対応

本会及び地方獣医師会の組織強化のため、獣医学生、新規若手獣医師の入会促進に努め、魅力ある獣医師会活動、獣医師会組織による要請活動の強化等について総務委員会で検討し実行する。併せて、現在取り組んでいる事務・事業の経費削減・事業の見直しについても、総務委員会の下に設置された組織財政検討小委員会を中心として、職域別部会委員会、獣医学術学会年次大会、動物感謝デーなどの効率的な運営のほか、各種事業の見直しを行い、必要に応じてスクラップアンド・ビルド、事務局体制の効率化、健全な財政運営の検討を行い、できるところから速やかに実施する。

その他、本会の財政基盤の強化に向けて、収益事業にも積極的に取り組むこととする。

(2) 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的信頼を得てその職責を果たすため、必要に応じて関係部会において獣医師の職業倫理に関わる検討を行って本会の対応方針を決定するとともに、「獣医師の誓い—95年宣言」、「産業動物医療・小動物医療の指針」等の普及啓発に努める。併せて地方獣医師会と連携して倫理向上の普及啓発のため講習会、研修会等を開催し、法令違反等の事例について情報提供を行う。また、法令遵守に資するため、法定事

項とされる各般の獣医療提供証明行為等に係る書式等の作成提供を行う。

(3) 災害対策事業

昨年元日早々に発生した能登半島地震に対して、発災当日、その前年に設置された危機管理室の指導の下、緊急対策本部を設置して、地元石川県獣医師会が立ち上げた現地動物対策本部等と連携し、早々に支援金の募集、被災動物の一時預かりなどに取り組んだところである。

今後、将来想定される直下型の大規模地震、大規模水害、新興・再興感染症の流行等、発災時には危機管理室設置要綱に基づき、本会の会員構成獣医師並びに本会及び地方獣医師会の役職員の生命、身体等、さらに両会の業務、我が国の獣医療に係る被害の発生に対して速やかに対応することを念頭に置き準備を徹底する。

また、VMATを災害専門の認定獣医師とするための制度化に向けた検討を行い、VMAT構成員の養成・登録及び全国的な派遣体制の構築等の救護体制を整備し、緊急災害発生時における動物救護活動及び獣医療提供体制復旧の支援に備える。

(4) 動物福祉適正管理施策支援事業

改正動物愛護管理法の普及啓発に努め、その円滑な施行に資するとともに、「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援するために、以下の事業を展開する。

ア 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

MC普及推進検討委員会の検討結果を踏まえ、災害時のみならず平常時における獣医師によるMC情報の検索、狂犬病予防法における犬の登録情報の一体的運用等の実現、また、犬猫の所有者へのMC情報を活用した様々な付加価値サービスの提供等、MC登録制度の所有者メリットの向上と登録事業の円滑な推進の実現に向けた仕組みを構築する。

イ 動物福祉愛護対策推進事業

動物愛護管理法についての普及啓発活動に努め、同法の円滑な施行に資する。

特に、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、動物の福祉・愛護に関する児童文学作品を対象とする日本動物児童文学賞の贈呈、学校における動物飼育や各種福祉施設や病院等における動物とのふれあい活動等への支援を行う。

(5) 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及啓発とともに、獣医療及び動物福祉の増進と適正管理に関する技術と知識に関する助言・相談、情報提供

等を行い、本会事業の一層の発展を期する。

ア 普及啓発活動事業

「2025 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」については、例年どおり東京都内を会場として開催することとし、一般市民向けに獣医師の職域やワンヘルスを含む獣医師の役割等に係る普及啓発を行う。さらに地方獣医師会及び動物福祉・愛護関係団体との連携を密にするとともに、獣医学系大学及び獣医学生団体の参加、並びに獣医療、畜産関係及び動物関連産業界からの協賛・支援について引き続き協力要請を行う。なお、引き続き動物感謝デー等における本会の活動の普及啓発対策の在り方について検討する。

令和8年4月のWVACの日本開催（東京国際フォーラム）に向けた、国内外に対する普及啓発用資材の作成、配布を行う。

イ 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等への対応に努める。

ウ 情報等提供対応事業

本会の組織の強化、社会的プレゼンスの向上及び国民の利益保護のため、引き続きホームページの充実、メールマガジン、プレスリリース等により獣医事対策や専門的知識・技術を修得した獣医師に関する適切な獣医療情報等に関する情報提供及び普及啓発を強化する。

また、関係情報の収集・提供に当たっては、構成獣医師異動処理システム、MC データベース等に記録された個人情報の保守を強化するとともに、地方獣医師会事務局に対する講習の実施等による情報共有を図り、全国の獣医師会全体のネットワークの情報セキュリティ強化に努める。

エ 獣医事・獣医学術教材提供事業

必要に応じて、獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

(6) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

ア 獣医事対策等の推進

地方獣医師会、関係省庁、大学等教育機関、関係団体、動物関係産業界等との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。特に日本医師会との連携については、引き続き人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）に関するシンポジウムの開催等を通じて関係者の情報共有を図る。

イ 獣医療提供体制の整備

令和6年4月、獣医療法施行規則の一部改正をもつ

て、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるよう獣医療広告における専門性の表示等が可能となった。これを受け、昨年6月に農林水産大臣から、本会の「認定・専門獣医師協議会」が獣医師の専門性に関する認定を行う者に指定された。については、本協議会において順次、学会・協会が実施する研修プログラムの評価・認定等を行い、獣医師の専門性の高位平準化を図り、その維持に努める。

また、併せて本会が独自に資格制度化した「農場管理認定獣医師」の適正運営のほか、「災害獣医療（VMAT）認定獣医師」等の研修プログラムの確立及び認定・専門獣医師の名称の付与制度を構築、運営する。

さらに産業動物医療分野における中山間部・僻地等の産業動物獣医師の偏在地域へのデジタル技術を活用した画像診断等の遠隔獣医療技術の向上、普及による診療体制の維持に努める。

一方、小動物獣医療分野においては、本会の「愛玩動物における遠隔診療の適切な実施に関する指針」及び昨年度農林水産省が策定したオンライン診療の指針を踏まえ、オンライン診療は「かかりつけ獣医師」が行うこと等について関係者の理解醸成に努める。

また、愛玩動物看護師の活用に当たっては、当該愛玩動物看護師の持つ知識、経験、技術等をよく見定めたうえで、獣医師の責任の下で診療行為の一部を個別に担うことができるよう、日本動物看護職協会、動物看護師統一認定機構等の関係団体との緊密な連携を図り、適切なチーム獣医療の提供に努める。

ウ 獣医学教育環境の国際水準化

本会が文部科学省及び獣医学系大学等と連携し実施してきた獣医学教育環境の国際水準化に向けての取り組みを継続する。また、診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習について、獣医学実践教育推進協議会において円滑な実習の実施について検討する一方、農業共済団体や関係する行政機関等の実習受入機関と獣医学系大学との連携を強化するとともに、円滑かつ効果的な実施体制の整備を支援する。

また、アジア獣医大学協会（AAVS）、国際獣疫事務局（WOAH）等とも協力し、アジア地域の獣医学教育の改善に取り組み、国際水準化を目指す。

(7) 獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等、国内外の調査研究事業の実施に努め、その事業成果を獣医事施策の推進に反映させることにより、獣医事全体の向上に資する。

(8) 獣医学術学会事業

獣医学術に関する調査・研究業績の発表、討論及び講演並びに市民公開講座等を獣医学術学会年次大会に

において開催するとともに、獣医学術の功績者に対する獣医学術賞の選考・審査・表彰を行って学術業績評価に努める。獣医学術分野別3学会で構成する学術学会については、本学会の運営、獣医学術学会年次大会の企画内容とともに参加登録料・歓迎交流会及び協賛料の在り方等について獣医学術部会で検討を行う。

なお、令和7年度の獣医学術学会年次大会は年度をまたぐが、令和8年4月21日(火)～24日(金)までの4日間、東京国際フォーラムで開催されるWVACと同時開催とする。

(9) 獣医学術振興・人材育成事業

ア 日本獣医師会雑誌提供事業

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に關する専門情報の提供、さらには、獣医師をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌(日獣会誌)を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合的な情報の媒体としての誌面を提供する。なお、印刷、発送のコスト増大に鑑み、本誌の電子ジャーナル化についても関係委員会で検討する。一方、日獣会誌のうち獣医学術学会誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師の人材育成に資するとともに、引き続き電子ジャーナルとして速やかな国内外への発信・提供に努める。

イ 獣医師生涯研修事業

地方獣医師会をはじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、小動物・産業動物診療、家畜衛生・公衆衛生、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師のために、各職域の特性に応じた研修プログラムの策定、研修実施の支援、参加者の評価を行うことにより、獣医師の人材養成と質の確保に努める。

なお、本事業のシステムについては、経費節減のため、助成により作成した他事業のシステムを必要に応じて改修等をして有効活用する。

ウ 獣医学術講習会・研修会事業

(ア) 獣医学術振興・普及及び国際交流等助成事業

獣医学術の振興・普及及び獣医事の向上を目的とするシンポジウム、講習会、セミナー等を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師等の人材育成に努める。なお、講習会、セミナー等については、映像の収録とインターネットを利用した情報配

信に努め、波及効果の向上を図る。特に農場管理認定獣医師の養成に係る研修等は、本制度の進展のために内容等のさらなる充実に努める。

また、WVA、FAVA等の獣医学術に関する国際機関・団体、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力を図り、アジア地域臨床獣医師等総合研修・ネットワーク構築事業を適正に運営し、アジア地域における家畜衛生事情の向上に努めるとともに、アジア地域各国の獣医師会及び総合研修修了獣医師との連携を一層強化する。

なお、藏内会長のWVA次期会長就任に伴い、各国の獣医師とのワンヘルス実践活動への連携、協力に努めるなど、獣医事の国際的な振興・普及に一層の貢献を図る。

さらに、東アジア三カ国(日本・韓国・台湾)における獣医学術交流については、平成30年に調印した覚書(MoU)に基づき、国境を越えた学術活動を推進する。

(イ) 女性獣医師活躍推進対策事業

職域総合部会の女性獣医師活躍推進委員会における検討の結果に基づき、研修会の開催、情報提供活動等を行う。

(10) 獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床及び獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る国内外の調査研究事業の実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

2 収 益 事 業

公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会が所有する基本財産である不動産の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当を図り、公益目的事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルは築47年を迎え、その資産価値の維持・向上を図るため、三菱地所株式会社と合意した長期修繕工事的確な実施に努める。

また、本会の財政基盤の強化のため、獣医事に係る収益事業の在り方についての検討も考慮する。

3 その他事業(相互扶助等の共益目的事業)

公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

(1) 獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業(獣

医師生命共済事業，獣医師医療共済事業，獣医師年金共済事業，獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに，一層の普及に努める．特に，獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については，引受保険会社と地方獣医師会との連携，協力の下で，会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める．

(2) 褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等

規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか，小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については，「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する．

4 そ の 他

事業 1，2，3 に掲げた事業以外で緊急に対応する必要が生じた事項については，必要に応じ，理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する．